


平成27年度 部長マニフェスト

政策経営部長 雨宮 和人

部の概要			
所属課と人員 (H27.4.1現在)	市長室・政策経営課・課税課 収納課(債権管理担当含む)	69人	

**部の運営方針**

地方行政は、来る2025年に備えるべく大きな転換期を迎えています。政策経営部は、市長のトップマネジメントを補佐し、行政運営全般においては、超高齢社会を見据える中で施策を構築していきます。

また、平成27年度予算は、「365日24時間安心・安全のまちづくり」を推進し、まちの価値を高める事業に重点配分を行っています。これらの事業が着実に実施されるよう進行管理を行い、併せて、これらの事業を継続することができるよう、更なる市の財政基盤を整えていきます。特に、本年度は、今後の市のまちづくりの方向性を示す「総合基本計画(基本構想・基本計画)」の策定が本格化します。この策定に当たっては、広く市民の方々等の参画を得る中で、予算編成の際に掲げた「未来の礎をより強固に、そして、未来へ一人ひとりが責任を持ち、思考し、行動する」ことを旨に取り組んでいきます。

また、平成26年度に組織化した男女平等・人権・平和についても着実に成果をあげていきます。

項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1 基本構想・基本計画の策定	国立市総合基本計画(第5期基本構想・第1次基本計画)については、審議会を設置し、3月議会提案を目指します。なお、タウンミーティング、シンポジウム、パブリックコメントなども活用し、多くの市民の参画を得て策定します。	国立市総合基本計画については、基本構想に関しては、平成27年5月に基本構想審議委員会に諮問を行い、平成28年1月に答申受け、3月定例会で議決されました。策定に当たっては、タウンミーティング、パブリックコメントも活用し、市民参画を得ました。併せて、基本計画についても、策定できました。	A
2 市財政の健全化	財政健全化の取り組み方針・実施細目の実施、事務事業評価委員会の運営、財政改革審議会の運営を総合的にマネジメントします。また、財政規律の指針となる、(仮)財政健全化条例を年度内議会提案を目指します。	財政健全化の取り組み方針・実施細目に関しては、「公立保育園民営化・ごみ有料化・国民健康保険税の赤字繰り出し抑制」への取り組みが始まり、統括的なマネジメントができました。事務事業評価委員会・財政改革審議会の運営も予定どおり、実施できました。ただし、事務事業評価委員会の答申内容を当初予算の反映できなかったことは反省点です。財政健全化条例は、3月定例会で制定しましたが、全庁での検討ができなかったことは反省点です。	B
3 市政情報の戦略的な発信	一般任期付職員を中心に広報を政策として位置づけ取り組みます。広報担当は、市内に積極的に取材に出ることにより、得られた情報を多様なチャンネルで発信し、プレスリリースは年間85件以上を目指します。	広報担当においては、LINEやツイッターなどを活用するなかで、情報発信を行いました。ホームページに関しても、新年度のリニューアルに向け関係部署との調整を行いました。プレスリリースは、87件でしたが、さらに積極的な情報発信が必要と考えます。	B
4 男女平等・人権・平和施策の推進	第5次男女平等推進計画を推進委員会のもと年度内に策定し、(仮)男女平等推進条例の制定に向け、準備に着手します。人権オンブズマン制度創設に向け、審議会を設置し、年度内に制度設計をします。くにたち原爆体験伝承者育成プロジェクトは、年内に修了し、各種平和事業に参画していただきます。	第5次男女平等推進計画は、平成28年3月に推進委員会から答申をいただきました。少し遅れましたが、4月には、計画として策定する予定です。オンブズマン制度の制度設計は、審議会において慎重な審議が行われており、年度内完了はできませんでした。くにたち原爆体験伝承者育成プロジェクトは無事19人が修了しました。	B
5 市税及び国民健康保険税の納税率の維持・向上	平成25年度決算において、市税を納めていただいた率が全国1位となったところであり、平成26年度決算においてもトップを目指します。国民健康保険税は、引き続き26市1位を目指します。なお、市民の方への対応については、丁寧な対応を基本とし、生活支援が必要な場合は、速やかに関係部署と連携していきます。	市民の皆様のご理解とご協力をいただく中で、平成26年度決算において市税に関しては、確定値ではありませんが、全国では2位となる見込みです。国民健康保険税は、引き続き26市で1位でした。市民の方々への対応は、丁寧に行ったところです。	B
6 市債権の適切な管理	債権管理条例に基づき、時効件数を対前年度より減少させることを目指し、債権所管課に対して適切な助言、指導を行い、市民間の公平性の確保と市債権の保全を行っていきます。	債権管理条例に基づき、債権所管課に対して適切な助言、指導を行い、市民間の公平性の確保と市債権の保全を行いました。結果、時効件数は0件でした。	A

【達成度】 A...100% B...80%以上100%未満 C...50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E25%未満